

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 西日本電信電話株式会社

2023年4月 1日から
2024年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条第1号及び第2号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用					営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用		うち第一種公衆電話機 台数削減費用	うち設備利用部門費用		
加入電話	基本料	122,241,379,394	151,989,673,377	116,242,511,814	116,242,511,814		35,747,161,563	△ 29,748,293,983
	緊急通報	-	76,196,049	73,474,462	73,474,462		2,721,587	△ 76,196,049
	小 計	122,241,379,394	152,065,869,426	116,315,986,276	116,315,986,276		35,749,883,150	△ 29,824,490,032
第一種公衆電話	市内通信	115,493,640	1,520,333,325	1,506,616,092	1,252,263,998	254,352,094	13,717,233	△ 1,404,839,685
	離島特例通信	379,945	2,646,105	2,620,061	2,191,317	428,744	26,044	△ 2,266,160
	緊急通報	-	3,864,636	3,845,405	3,268,847	576,558	19,231	△ 3,864,636
	小 計	115,873,585	1,526,844,066	1,513,081,558	1,257,724,162	255,357,396	13,762,508	△ 1,410,970,481
合 計	122,357,252,979	153,592,713,492	117,829,067,834	117,573,710,438	255,357,396	35,763,645,658	△ 31,235,460,513	

注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。

注2 第一種公衆電話の市内通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。第一種公衆電話の離島特例通信は、電気通信事業法施行規則の附則(令和五年八月二八日総務省令第六五号)第3号に基づき記載しております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	2,504,724,329	-	2,504,724,329	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	168,556,452	-	168,556,452	
3 負担金	231,276,725	240,899,714	△ 9,622,989	
計	2,904,557,506	240,899,714	2,663,657,792	

第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第一号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の5の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。